

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

## 訓令 甲

○公印規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

一

## 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)

(共同参画社会推進課)

一

○有害図書類の指定

(同)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

(建築安全推進室)

三

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

三

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

(道路課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

(警察本部会計課)

五

## 公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習

七

の実施

## 訓令 甲

○宮城県訓令甲第二十七号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の二項を加える。

(公印の特例)

4 当分の間、公印の種類、用途、寸法及びひな型並びに管理者は、別表に定めるもののほか、次の表に定めるとおりとする。

職 種	種類	用途	寸法 (ミリメ)	ひな型	管理者
職 印	知事印	一般横書	方 二四	宮 城 県 知 事 印	部 保 健 福 祉 長 長

5 前項の表に定める公印は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被害を受けた者に対する災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定に基づく救助のうち応急仮設住宅の供与(災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)別表第一第一号2(五)の規定による賃貸住宅の居室の借上げの実施及び収容に限る。)に係る契約の締結のためにのみ、これを使用することができる。

附 則

この訓令は、平成二十三年八月九日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第五百六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 スマイルシード

一 代表者の氏名 黄本富士子(山岸富二子)

二 主たる事務所の所在地  
 三 定款に記載された目的

仙台市青葉区本町三丁目二番一十六・五〇六号  
 この法人は、東日本大震災を契機に発足したものである。被害は甚大なものであり、復興には長期間要すると思われる。そこで、本法人は被災者及び日本国内外の自然災害犠牲者その他関係者に対して、被災地の復旧復興に助力し、子供達とともに、よりよい街づくり、人材育成の進学資金援助や資格取得援助のサポートと産業発展支援に関する事業を行い、夢や希望溢れる社会、老若男女の一体型参画社会、自然との調和に卓越したエコタウン社会の実現を目指します。また、今後国内外で災害等が発生した場合、東日本大震災での経験をもちに、支援活動を行い、多岐にわたるボランティア団体や個人が、迅速、円滑、継続的かつニーズに適合し和合した活動を可能にすることに寄与することを目的といたします。

四 申請のあった年月日  
 平成二十三年七月二十五日

○宮城県告示第五百七十号  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。  
 平成二十三年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ゆにふりみやぎ  
 一 代表者の氏名 伊藤 清市  
 二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地  
 三 定款に記載された目的 本法人は、障害者や高齢者が安心して社会参加が可能な社会の構築を目指すと共に、当事者を含めた家族等に対し必要な支援を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。  
 四 申請のあった年月日 平成二十三年七月二十六日  
 ○宮城県告示第五百七十一号  
 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。  
 平成二十三年八月九日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	恋愛美人 if 8月号	(株)セブン新社
二	雑誌	Boys' LOVE 8月号	(株)ジュネット
三	雑誌	らぶしえるたぁ 01	(株)実業之日本社
四	雑誌	夜の風紀委員御手洗華子さん	(株)実業之日本社
五	雑誌	VITAセクスアリス VOLUME 04	(株)秋田書店

二 指定理由

図書類の内容が著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。  
 ○宮城県告示第五百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
 平成二十三年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二〇〇一六七	ゆうちゃんち 岩沼市小川字下河原五十三番地四	児童デイサービス	特定非営利活動法人幸創	平成二十三年八月一日
〇四一五二〇二二三七	エルケア東北 宮町ケアセンター	居宅介護 重度訪問介護	エルケア東北株式会社	平成二十三年八月一日
〇四一五二〇二四五	And You ーションヘルパーステーション	行動援護	一般社団法人 悠優会	平成二十三年八月一日

○宮城県告示第五百七十三号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十三年八月九日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市東和町米谷字朝田貫六四の一六六、六四の一六七、六四の一七三、六四の一七六、六四の一七八から六四の二八一まで、六四の一八三から六四の二八六まで、六四の二八九、六四の一九二、六四の一九六から六四の一九九まで

保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

財団法人日本建築設備・昇降機センター

二 変更後の届出者の住所

東京都港区西新橋一丁目十五番五号

三 変更しようとする年月日

平成二十三年八月二十二日

○宮城県告示第五百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米吉田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年八月九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年七月三十一日	野村 博	登米市登米町寺池前舟橋五十一番地	監事
平成二十三年七月三十一日	高橋 保男	登米市登米町大字日根牛五郎堂三十番地	監事

二 退任した者

平成二十三年七月三十一日	堀内 邦彦	登米市米山町字桜岡貝待井四百四十三番地一	監事
退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年七月三十日	及川 貢	登米市登米町寺池前舟橋二十番地四	監事
平成二十三年七月三十日	阿部 公彦	登米市米山町字桜岡今泉二百二十八番地	監事
平成二十三年七月三十日	野村 博	登米市登米町寺池前舟橋五十一番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千九百トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 二百一トン

(三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百六十三キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十四年三月三十日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二一・二一一・三三三五）へ平成二十三年九月八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八三・〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号

宮城県仙台土木事務所総務部経理班（担当 川島 郁美 電話〇二二・二九七・四二二二）

3 入札説明書の交付期限

平成二十三年八月二十九日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年八月二十六日（金）午後二時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十三年九月九日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十三年九月二十二日（木）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十三年九月二十七日(火)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前10時 宮城県仙台土木事務所三階和会議室  
 (二) 一の1の(二)の購入物品 午前10時10分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室  
 (三) 一の1の(三)の購入物品 午前10時20分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)及び(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)
- Period of Supply : From starting date of contract to March 30, 2012.
- Place of Delivery : Within Sendai public works office areas of jurisdiction.
- Deadline for Bid : Thursday, September 22, 2011, 5:00 p.m.
- Contact Person : Ikumi Kawashima, Procurement Section, Sendai Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saiwaicho, miyagino-ku, Sendai, Miyagi 983-0836 Japan. Tel.: 022-297-4112
- Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十三年八月九日

一 入札に付する事項 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十三年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年八月二十三日（火）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七二七）、内線二二三二）  
2 入札説明書等の交付期限  
平成二十三年八月二十三日（火）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年九月二日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限  
(一) 日時 平成二十三年九月十六日（金）、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十三年九月二十日（火）、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

公安委員会

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載するものとする。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百二十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行うものに入札に係る調達案件として翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を締結するものとする。
- 6 詳細な入札説明書は、

六 概観

Summary

- 1 Item/Service Required : Lease of terminal devices for Miyagi Prefectural Police WAN System 1 set
- 2 Duration of Contract : From November 1, 2011 to October 31, 2016
- 3 Location : 3-8-1 Honcho, Aba-ku, Sendai. Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters and other locations.
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., September 16, 2011
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan TEL.: 022-221-7171 EXT. 2232

○宮城県公安委員会告示第68号  
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。  
 平成23年8月9日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分  
 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- (2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成23年9月21日（水）から同月29日（木）までの土・日曜日・祝日を除く6日間（9月21日から同月28日までの土・日曜日・祝日を除く5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月29日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了審査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成23年9月27日（火）から同月29日（木）までの3日間（9月27日及び同月28日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、最終日は午後3時30分から修了審査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
 社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

新規講習20人、追加講習5人。ただし申込み多数の場合、2つの講習をあわせて最大40人まで受け付ける。

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習  
 受講申込日において、次のいずれかに該当する者
- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けてい

<p>る者</p> <p>ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)-ア～オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 受講手続き</p> <p>(1) 申請受付期間 平成23年8月23日（火）から同年9月5日（月）までの土・日曜日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）</p> <p>受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(ア) 前記4-(1)-アに該当する者</p> <p>最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴</p>	<p>書</p> <p>(1) 前記4-(1)-イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(1)-エに該当する者 旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(1)-オに該当する者 旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に徴収すること。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全全部生活環境課 （電話番号022-221-7171 内線3184, 3185）</p>
--	--